証券コード　8536
平成23年６月10日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋３丁目11番２号
株式会社 東日本銀行
取締役頭取　石　井　道　遠

# 第145期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、まことにありがとうございます。

本年３月の東日本大震災により、被災されました皆様には心からお見舞い申し上げます。

さて、当行第145期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

**なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成23年６月27日（月曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

**［郵送による議決権行使の場合］**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

**［インターネット等による議決権行使の場合］**

当行指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.e-kosi.jp）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記（54頁、55頁）の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただき、インターネット等により、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

敬　具

記

**1．日　　時**　平成23年６月28日（火曜日）午前10時

**2．場　　所**　東京都中央区日本橋３丁目11番２号
当行本店５階会議室

**3．会議の目的事項**

**報 告 事 項**　1．第145期（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第145期（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

**決 議 事 項**

**第１号議案**　剰余金の処分の件

**第２号議案**　定款一部変更の件

**第３号議案**　取締役５名選任の件

**第４号議案**　監査役２名選任の件

**第５号議案**　退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

**4．招集にあたっての決定事項**

**代理人による議決権行使**

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（http://www.higashi-nipponbank.co.jp/）に掲載させていただきます。

◎ 当日当行役職員は、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

（添付書類）

# 第145期（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）事業報告

## １．当行の現況に関する事項

### （１）企業集団の事業の経過及び成果等

**［企業集団の主要な事業内容］**

当行グループは、当行並びに子会社及び子法人等４社で構成され、銀行業務を中心に、クレジットカード業務などの金融サービスを提供しております。

**［金融経済環境］**

当連結会計年度の内外経済を顧みますと、世界経済については全体として回復基調にあります。

米国経済は、回復基調にあります。輸出が新興国向けを中心に増加を続けており、生産や設備投資も緩やかに増加しております。個人消費については、回復傾向が認められるものの雇用情勢には明確な改善が見られず、住宅投資は低水準で推移しております。

欧州経済は、ユーロエリアでは国ごとのばらつきを伴いながらも、全体としてみれば、緩やかに回復しております。輸出が新興国向けを中心に増加を続けているほか、民間設備投資や個人消費も緩やかに増加しております。

また、アジア経済は、中国では高成長を持続しております。輸出と生産が増加を続けているほか、個人消費も家計の所得水準の向上などを背景に、堅調に推移しております。ＮＩＥＳ、ＡＳＥＡＮ諸国では経済の回復基調が続いております。内外需ともに増加傾向が続く中、出荷・在庫バランスが改善し、生産も増加しております。

一方、わが国経済は、回復の動きがみられておりましたが、平成23年３月に発生した東日本大震災の影響により、生産面を中心に下押し圧力の強い状態にあります。生産設備の毀損、サプライチェーンにおける障害、電力供給の制約などにより、一部の生産活動が大きく低下しており、輸出や国内民間需要にも相応の影響が及んでおります。

さらに金融環境を見ますと、東日本大震災の発生後、日本銀行は、金融市場の安定確保のため、金融市場及び金融機関の業務遂行への影響を把握するとともに、金融機能の維持及び資金決済の円滑を確保するために、適切な金融市場調節の実施を通じて弾力的な資金供給を行うなど万全の措置を講じております。

このような金融経済環境のもと、政府は、東日本大震災の影響等を踏まえ、国民生活及び経済活動の安定に総力を挙げて取り組むこととし、被災地への支援のための補正予算を早急に編成することとしております。

**［当連結会計年度の業績］**

このような金融経済環境のもとで、当行及びグループ会社は、業績の伸長と経営の効率化に努めてまいりました結果、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

損益状況につきましては、株式等償却費用等の増加により経常利益は、74億９百万円となりました。（前連結会計年度は84億43百万円の経常利益。）当期純利益は、42億68百万円となりました。（前連結会計年度は46億11百万円の当期純利益。）

なお、経常収益は、貸出金利息等の減少により、前連結会計年度比18億25百万円減少し404億87百万円となりました。

純資産額は、㈱整理回収機構を引受先として発行いたしました第一回優先株式200億円を、平成23年３月に同社から取得するとともに当該優先株式をすべて消却したことから、前連結会計年度比172億円減少し、878億円となりました。また、総資産は、有価証券等の増加により前連結会計年度比275億円増加し、期末残高は１兆8,037億円となりました。

**［当行の業務施策等］**

当行の主な施策は、次のとおりであります。

中小企業金融への取り組みにつきましては、平成22年５月に地域の中小企業のお客さまの経営をバックアップし、その発展と経営力向上に貢献することを目的として、地方銀行では初となるＴＫＣ東京中央会との連携を開始いたしました。

また、平成22年８月には日本銀行による「成長基盤強化を支援するための資金供給」の趣旨を踏まえ、成長事業分野の支援による地域社会の発展を目指すことを目的とした「成長基盤強化支援資金ファンド」の取り扱いを開始いたしました。

お客さま向けサービスの拡充につきましては、平成22年４月に「お客さまにやさしく、満足いただけるお店」をコンセプトとした深川支店をリニューアルオープンいたしました。また、平成22年12月にはＡＴＭ利用手数料の優遇サービス及びＡＴＭで預け入れした定期預金の金利優遇サービスを開始いたしました。

当行は、ＣＳＲ活動の一環として、前年に引き続き平成22年４月から、東京都の緑化事業に貢献するため、㈱東京都民銀行、㈱八千代銀行との３行共同で定期預金「東京緑の定期」を発売するとともに、緑の東京募金に寄付を行いました。

なお、今般の東日本大震災への対応につきましては、銀行及び銀行の役職員から被災された方々の救援や被災地の復興に役立てていただくための義援金を寄付させていただくとともに、平成23年３月から地震により被害を受けた方への支援を行うための特別支援融資等の取り扱いを開始しております。

**[当行の業績]**

ここで、当行の主要勘定などについて申し述べますと、預金は、期中449億円増加し、期末残高は１兆6,771億円となりました。また、社債は、期中変わらず、期末残高は100億円となりました。

一方、貸出金は、不良債権の最終処理を進めるとともに積極的な需資の開拓に努めました結果、期中12億円増加し、期末残高は１兆3,394億円となりました。このうち個人向け貸出金は、住宅ローン等の減少により期中198億円減少し、期末残高は3,065億円となりました。

有価証券は期中382億円増加し、期末残高は3,751億円となりました。このうち国債の期末残高は2,022億円となりました。

これらの結果、総資産は期中279億円増加し、期末残高は１兆8,044億円となりました。

また、為替業務につきましては、内国為替取扱高は前年度比842億円減少し、６兆5,068億円となり、外国為替取扱高は前年度比58百万ドル増加し、８億56百万ドルとなりました。

次に、当行の損益状況でございますが、資金の効率的な運用・調達に努め収益力の向上を図りましたが、株式等償却費用等の増加により経常利益は、72億49百万円となりました。（前年度は84億31百万円の経常利益。）当期純利益は、42億46百万円となりました。（前年度は46億32百万円の当期純利益。）

なお、経常収益につきましては、貸出金利息等の減少により、前年度比18億96百万円減少し、398億60百万円となりました。

一方、経常費用につきましては、株式等償却費用等が増加したものの預金利息及び不良債権処理費用等の減少により、前年度比７億14百万円減少し、326億11百万円となりました。

**[当行が対処すべき課題]**

わが国金融機関を取り巻く環境は、東日本大震災の影響により、中小企業を中心に一部企業に資金繰りの厳しさが窺われる状況となっており、地域経済においては金融仲介機能が適切に発揮されることが一層重要となっております。

特に、地域金融機関においては、地域密着型金融のビジネスモデルに基づき、中小企業金融の円滑化への取り組み、コストを意識したこれに見合う収益獲得に繋がるようなお客さまニーズの把握とサービスの提供、面的地域再生への情報・人材面を通じた貢献が求められています。

こうした経営環境におきまして、当行は、平成13年の新潟中央銀行の営業の一部譲り受けに当たり、同年３月31日、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づき、㈱整理回収機構を引受先として発行いたしました第一回優先株式200億円を、平成23年3月に同社から取得し公的資金を完済いたしました。この結果、当行は、安定した収益構造と強固な財務体質が確保でき、より機動的な経営が可能となりました。

今後も当行は、地域金融機関としての本来の使命を果たしていくため、平成23年４月からスタートした中期経営計画「Value Up 東日本」により、地域密着型金融のビジネスモデルの確立・深化への取り組みを推進してまいります。

今後とも、経営体質の強化及び合理化・効率化を推進し、経営の健全性の確保と業績の一層の向上に努めるとともに、ますます多様化・高度化するお客さまのニーズに的確に対応してまいる所存でございますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

## （２）企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ．企業集団の財産及び損益の状況　　（単位：億円）

| | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|---|---|---|---|---|
| 連結経常収益 | 487 | 452 | 423 | 404 |
| 連結経常利益（△は連結経常損失） | 114 | △ 151 | 84 | 74 |
| 連結当期純利益（△は連結当期純損失） | 65 | △ 91 | 46 | 42 |
| 連結純資産額 | 1,075 | 983 | 1,051 | 878 |
| 連結総資産 | 18,110 | 17,818 | 17,761 | 18,037 |

ロ．当行の財産及び損益の状況　　（単位：億円）

| | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|---|---|---|---|---|
| 預金 | 16,691 | 16,500 | 16,321 | 16,771 |
| 定期性預金 | 10,242 | 10,131 | 9,924 | 10,189 |
| その他 | 6,449 | 6,369 | 6,396 | 6,581 |
| 社債 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 貸出金 | 13,999 | 13,886 | 13,382 | 13,394 |
| 個人向け | 3,598 | 3,491 | 3,264 | 3,065 |
| 中小企業向け | 8,981 | 8,988 | 8,816 | 8,885 |
| その他 | 1,419 | 1,406 | 1,301 | 1,443 |
| 商品有価証券 | － | － | － | － |
| 有価証券 | 2,933 | 3,137 | 3,369 | 3,751 |
| 国債 | 2,107 | 2,187 | 2,336 | 2,022 |
| その他 | 826 | 949 | 1,032 | 1,729 |
| 総資産 | 18,114 | 17,821 | 17,764 | 18,044 |
| 内国為替取扱高 | 73,981 | 70,033 | 65,910 | 65,068 |
| 外国為替取扱高 | 百万ドル 933 | 百万ドル 934 | 百万ドル 798 | 百万ドル 856 |
| 経常利益（△は経常損失） | 百万円 11,429 | 百万円 △ 15,085 | 百万円 8,431 | 百万円 7,249 |
| 当期純利益（△は当期純損失） | 百万円 6,604 | 百万円 △ 9,121 | 百万円 4,632 | 百万円 4,246 |
| １株当たり当期純利益（△は１株当たり当期純損失） | 円 銭 34 62 | 円 銭 △ 50 67 | 円 銭 23 94 | 円 銭 21 91 |

（注）１．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
２．社債は、預金保険法第２条第２項第５号に規定する長期信用銀行債等に該当いたしません。
３．１株当たり当期純利益（△は１株当たり当期純損失）は、当期純利益（△は当期純損失）から当期優先株式配当金総額を控除した金額を自己株式数を控除した期中の平均発行済普通株式数で除し、単位未満を四捨五入して算出しております。

## （3）企業集団の使用人の状況

イ．企業集団の使用人の状況

| | 当年度末 | | 前年度末 | |
|---|---|---|---|---|
| | 銀行業 | その他 | 銀行業 | その他 |
| 使用人数 | 1,377人 | 46人 | 1,364人 | 46人 |

（注）使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

ロ．銀行業の使用人の状況

| | 当年度末 | 前年度末 |
|---|---|---|
| 使用人数 | 1,406人 | 1,401人 |
| 平均年齢 | 38年3月 | 38年9月 |
| 平均勤続年数 | 15年8月 | 16年3月 |
| 平均給与月額 | 397千円 | 404千円 |

（注）1．使用人数には、出向者を含み臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2．平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3．平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

## （4）企業集団の主要な営業所等の状況

イ．銀行業

| | 当年度末 | 前年度末 |
|---|---|---|
| | 店 うち出張所 | 店 うち出張所 |
| 東京都 | 45 （1） | 45 （1） |
| 茨城県 | 13 （0） | 13 （0） |
| 神奈川県 | 9 （0） | 9 （0） |
| 埼玉県 | 5 （0） | 5 （0） |
| 千葉県 | 3 （0） | 3 （0） |
| 栃木県 | 1 （0） | 1 （0） |
| 合計 | 76 （1） | 76 （1） |

（注）上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を1か所設置しております。

ロ．当年度新設営業所

該当ありません。

ハ．銀行代理業者の一覧

該当ありません。

ニ．銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

ホ．その他

| 会　　社　　名 | 主 要 な 営 業 所 |
|---|---|
| 東日本ビジネスサービス株式会社 | 東京都中央区 |
| 東日本オフィスサービス株式会社 | 東京都中央区 |
| 東日本保証サービス株式会社 | 東京都江戸川区 |
| 東日本銀ジェーシービーカード株式会社 | 東京都中央区 |

## （5）企業集団の設備投資の状況

イ．設備投資の総額

（単位：百万円）

| 設 備 投 資 の 総 額 | 903 |
|---|---|
| うち銀行業の設備投資の総額 | 903 |
| うちその他の設備投資の総額 | 0 |

ロ．重要な設備の新設等

（単位：百万円）

| 内　　容 | 金　　額 |
|---|---|
| 日立支店の新築工事 | 199 |
| 本店の空調設備工事 | 189 |
| 深川支店の新築工事 | 123 |

（注）上記の店舗の建替えに伴い上記店舗に係る既存の店舗設備等の除却を行いました。

## （6）重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況

該当ありません。

ロ．子会社等の状況

| 会社名 | 所在地 | 主要業務内容 | 設立年月日 | 資本金 | 当行が有する子会社等の議決権比率 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 東日本ビジネスサービス株式会社 | 東京都中央区日本橋３丁目11番２号 | メール業務、現金整理業務、事務用消耗品の調達・管理業務等 | 昭和59年５月10日 | 百万円<br>１０ | %<br>１００ | |
| 東日本オフィスサービス株式会社 | 東京都中央区日本橋３丁目11番２号 | 担保不動産の評価業務、店舗等の保安・警備業務等 | 昭和62年10月２日 | 百万円<br>１０ | %<br>１００ | |
| 東日本保証サービス株式会社 | 東京都江戸川区小松川３丁目12番1-101号 | 信用保証業務等 | 平成２年７月２日 | 百万円<br>３０ | %<br>１００ | |
| 東日本銀ジェーシービーカード株式会社 | 東京都中央区日本橋３丁目11番２号 | クレジットカード業務等 | 平成８年７月１日 | 百万円<br>３０ | %<br>５ | |

（注）１．当行の連結される子会社及び子法人等は上記の４社であります。
当連結会計年度の経常収益は、404億87百万円と前連結会計年度比18億25百万円の減収となりました。また、当期純利益は、42億68百万円となりました。（前連結会計年度の当期純利益は46億11百万円。）
２．資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
３．当行議決権比率は、小数点以下を切り捨てて表示しております。

ハ．重要な業務提携の概況

１．第二地銀協地銀42行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＳＣＳ）を行っております。

２．第二地銀協地銀42行、都市銀行６行、信託銀行４行、地方銀行63行、信用金庫272金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合138組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連789（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。

３．第二地銀協地銀42行の提携により、ＩＳＤＮ回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称ＳＤＳ）を行っております。

４．ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

**（７）事業譲渡等の状況**

該当ありません。

**（８）その他銀行の現況に関する重要な事項**

該当ありません。

## 2．会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

### （1）会社役員の状況

（年度末現在）

| 氏　名 | 地位及び担当 | 重要な兼職 | その他 |
|---|---|---|---|
| 鏡　味　徳　房 | 取締役頭取（代表取締役） | | |
| 石　井　道　遠 | 取締役副頭取（代表取締役） | | |
| 水　田　敏　夫 | 常務取締役<br>審査部、管理部担当 | | |
| 越阪部　勝　実 | 常務取締役<br>人事部、事務管理部、<br>コンプライアンス統括部担当 | | |
| 小　椋　正　治 | 常務取締役<br>総務部、営業統括部、<br>営業推進部、業務渉外部担当 | | |
| 伊　藤　　均 | 常務取締役<br>経営企画部、証券・国際部、<br>リスク統括部担当 | | |
| 内　田　克　俊 | 取 締 役<br>本店営業部長 | | |
| 横須賀　一　典 | 取 締 役<br>監査部長 | | |
| 髙　安　正　樹 | 取 締 役<br>人事部長兼秘書室長 | | |
| 大神田　智　男 | 取 締 役<br>営業推進部長 | | |
| 安　田　和　則 | 常勤監査役 | | |
| 藤　岡　健　史 | 常勤監査役 | | |
| 大　呑　秀　城 | 監 査 役（社外監査役） | 大呑法律事務所代表 | |
| 大　野　克　人 | 監 査 役（社外監査役） | 映画専門大学院大学客員教授<br>宮城大学客員教授 | |

### （２）会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

| 区　　分 | 支給人数 | 報酬等 |
|---|---|---|
| 取締役 | 13人 | 223（100） |
| 監査役 | 4人 | 44（12） |
| 計 | 17人 | 267（112） |

（注）１．取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与総額39百万円が含まれております。
２．上記の報酬等には、役員退職慰労引当金の当期引当額250百万円のうち当該事業年度に係る増加額（取締役60百万円、監査役12百万円）が含まれております。
３．括弧内は上記1.及び2.の合計額を内書として記載しております。
４．当該事業年度の退職慰労金は、取締役に対して127百万円であります。
また、当該事業年度の役員賞与金の支給はありません。
５．平成６年６月29日の第128期定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は月額1,810万円以内、監査役の報酬限度額は月額350万円以内であります。

## ３．社外役員に関する事項

### （１）社外役員の兼職その他の状況

| 氏　　名 | 兼職その他の状況 |
|---|---|
| 大呑秀城 | 大呑法律事務所代表 |
| 大野克人 | 映画専門大学院大学客員教授<br>宮城大学客員教授 |

（注）大呑秀城氏は大呑法律事務所代表を兼任しておりますが、同事務所と当行との間に特段の関係はありません。

### （２）社外役員の主な活動状況

| 氏　　名 | 在任期間 | 取締役会・監査役会への出席状況 |
|---|---|---|
| 大呑秀城 | ８年９ヵ月<br>平成14年6月就任 | 当年度開催の取締役会16回のうち14回出席<br>当年度開催の監査役会14回のうちすべてに出席 |
| 大野克人 | ３年９ヵ月<br>平成19年6月就任 | 当年度開催の取締役会16回のうち12回出席<br>当年度開催の監査役会14回のうち13回出席 |

（注）１．在任期間は、１ヵ月に満たない期間を切り捨てて表示しております。
２．取締役会において、大呑監査役は弁護士としての見地から、大野監査役は大手都市銀行の役員経験者としての見地から、適宜質問を行い、意見を表明するなど監査機能を十分に発揮しました。また、監査役会で定めた監査方針に従って、重要な書類の閲覧、営業店の監査等を行い、監査役会に報告しました。

### （３）責任限定契約

責任限定契約は締結しておりません。

### （４）社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

| | 支給人数 | 銀行からの報酬等 | 銀行の親会社等からの報酬等 |
|---|---|---|---|
| 報酬等の合計 | 2人 | 7（1） | 該当ありません。 |

（注）1．上記の報酬等には、役員退職慰労引当金の当期引当額250百万円のうち当該事業年度に係る増加額（社外監査役１百万円）が含まれております。括弧内にその金額を内書として記載しております。
2．当該事業年度の役員賞与金及び退職慰労金の支給はありません。

### （５）社外役員の意見

該当ありません。

## ４．当行の株式に関する事項

### （１）株式数

| | | |
|---|---|---|
| 発行可能株式総数 | 普通株式 | 388,000,000株 |
| | 優先株式 | 20,000,000株 |
| 発行済株式の総数 | 普通株式 | 184,673,500株 |

### （２）当年度末株主数

| | |
|---|---|
| 普通株式 | 7，299名 |

### （３）大株主

発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主の氏名又は名称、当該株主の有する株式の数、及び当該株主の有する株式に係る当該割合は次頁の通りです。

| 株　　主　　名 | 当行への出資状況 | |
|---|---|---|
| | 持株数 | 持株比率 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 27,696千株 | 14.99% |
| 株式会社三井住友銀行 | 14,906 | 8.07 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4） | 11,355 | 6.14 |
| アイフル株式会社 | 10,675 | 5.78 |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 4,974 | 2.69 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 4,457 | 2.41 |
| 株式会社北洋銀行 | 4,121 | 2.23 |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 | 3,956 | 2.14 |
| 東日本銀行従業員投資会 | 3,519 | 1.90 |
| ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社 | 3,063 | 1.65 |

（注）１．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
２．持株比率は、期末現在の自己株式362,910株を含めた発行済株式の総数に対する比率で、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

## ５．当行の新株予約権等に関する事項

### （１）事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当ありません。

### （２）事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

## ６．会計監査人に関する事項

### （１）会計監査人の状況

①　監査法人の名称及び指定社員の氏名

有限責任監査法人　トーマツ
指定有限責任社員・業務執行社員　公認会計士　川上　豊
指定有限責任社員・業務執行社員　公認会計士　佐藤　智治

②　当該事業年度に係る報酬等の額

公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額　80百万円
公認会計士法第２条第１項の業務以外（非監査業務）の業務に係る報酬等の額　－百万円
合計　80百万円

（注）１．当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんので、「当該事業年度に係る報酬等」の金額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
２．当該事業年度における監査法人に、当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、80百万円であります。

### （２）責任限定契約

責任限定契約は締結しておりません。

### （３）会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

また、当行都合の場合の他、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合又は公序良俗に反する行為があり、解任又は不再任を相当と判断した場合は、取締役会は、監査役会の同意を得て又は監査役会の請求により、解任又は不再任を株主総会に付議します。

## ７．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当該方針は特に定めておりません。

## ８．業務の適正を確保する体制

当行が業務の適正を確保する体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

### （１）取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

法令等の遵守については、経営の最重要課題の一つとして位置づけ、その実践にかかる基本方針及び遵守基準を制定しております。また、本部にはコンプライアンス統括部署を設置し、各部店には「コンプライアンス担当者」を配置するとともに、コンプライアンス態勢、倫理綱領、勤務の心得等を記載した「コンプライアンス・マニュアル」を制定・配賦し、全役職員に反社会的勢力との関係遮断、顧客保護、個人情報保護等を含めた法令遵守の徹底を図っております。

さらに、年度ごとにコンプライアンス・プログラムを策定し、外部講師招聘による役職員を対象としたコンプライアンス研修の開催、コンプライアンスチェックや店内勉強会を定期的に実施しております。

また、監査役会においては、監査の方針・監査計画・監査の方法等を協議のうえ決定するとともに、各監査役は、法令及び監査役監査基準に従い、取締役に対して提言・助言・勧告等を行っております。また、監査部に監査役付の職員を配置するとともに、外部監査（監査法人）との連携を密にし、業務監査の実効性の堅確化を図っております。

## （２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、文書管理規程等を定め、これに従い職務執行に係る情報を文書又は電磁情報により電磁的に記録し保存及び管理することとしております。

また、取締役の意思決定に係る文書については、取締役会規程、常務会規程等の各会議体の規程等に、各会議体の議事録を作成し、保存及び管理することとしております。

取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとしております。

文書管理規程を制定又は改定する場合には、取締役会及び監査役会の承認を得るものとしております。

## （３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については、取締役会において主要なリスクごとに「リスク管理の基本方針」を定め、基本姿勢、管理方法、管理体制等を確認しております。具体的なリスク管理については、以下のような管理体制をとっております。

貸出金等の信用リスクにつきましては、クレジットポリシーに基づき与信の小口分散に努めているほか、決裁権限基準・財務分析システムの活用による信用格付制度等に基づき厳格な審査を行うとともに、本部による営業店融資業務の指導、自己査定による信用供与の状況等の把握により管理体制の強化に努めております。また、信用リスク管理の精緻化を図るため信用リスクの定量化モデルを構築し、信用リスクに見合った貸出金利の設定や貸出ポートフォリオの策定等に活用し、信用リスク管理の充実を図っております。

市場関連リスク、流動性リスクにつきましては、資産(Asset)・負債(Liability)を総合的に管理(Management)するためのALM委員会を定期的に開催し、適切なリスクテイクと収益の拡大に努めております。有価証券運用につきましては、適切なリスクリターンによる健全運営と安定収益の確保を基本方針とし、半期ごとに決定する有価証券投資計画に基づいて行っております。また、スワップ取引等のいわゆるデリバティブ取引につきましても、お客さまとの取引や、当行保有資産のリスクヘッジ手段等の実需に基づく利用に徹しております。

オペレーショナルリスクにつきましては、各種マニュアルを整備し、営業店への指導・研修の強化に努め、システムリスク等につきましても、所管部が危機管理計画(コンティンジェンシープラン)等を策定し、管理体制の整備を図るとともに、ORM(オペレーショナル・リスク・マネジメント)委員会を定期的に開催し、事務リスクやシステムリスク等の管理強化に努めております。また、オペレーショナルリスクを総合的に管理する部署を設け、リスクの総体的な把握と適切な管理・削減に努めております。

さらに、当行が直面するリスクを総体的に捉え自己資本と比較・対照する統合的リスク管理を行うことにより、当行の業務の健全性と適切性の確保に努めております。

また、監査部は、ALM委員会、ORM委員会に出席し、リスク管理体制・管理方法の適切性・有効性を検証し改善を求めることによって、是正プロセスが機能するための体制をとっております。

リスク管理の基本方針の下におけるこうした取組について、取締役会及び常務会は、リスク管理の状況の報告を定期的に所管部から求め、対応できる体制となっております。

## （４）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会規程、常務会規程、組織規程、職務権限規程等の行内規程を定め、適正な職務の分担と権限の委譲を行い、円滑な意思決定と業務の執行が行われる体制としております。

### （5）使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

法令等の遵守については、経営の最重要課題の一つとして位置づけ、その実践にかかる基本方針及び遵守基準を制定しております。また、本部にはコンプライアンス統括部署を設置し、各部店には「コンプライアンス担当者」を配置しております。

さらに、年度ごとにコンプライアンス・プログラムを策定し、外部講師招聘による役職員を対象としたコンプライアンス研修の開催、コンプライアンスチェックや店内勉強会の定期的な実施、「コンプライアンス・マニュアル」の配付などによりコンプライアンスマインドの醸成・定着化に努めております。

### （6）株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行では、グループにおける管理体制を確立するための規程を制定するとともに、統括部署を設置し、関連部署と連携・調整・協議しながら管理にあたっております。本規程ではグループ各社の経営上の重要事項については、当行と協議、あるいは当行へ報告を行うこととしており、統一的な管理が可能な体制となっております。

また、グループ各社の経営実態のモニタリングを四半期ごとに行い、事業計画の進捗状況等について把握できる体制としております。

コンプライアンスに関しては、当行及びグループ各社は規程を制定し、事故・不祥事等が発生した際には当行関連部署へ報告・協議を行う体制としております。

当行監査部は、グループ各社のリスク管理体制やコンプライアンス体制を含む内部管理体制を対象として、その適切性・有効性について監査を行っております。

### （7）監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する職員として、監査役付の職員を監査部に配属しております。

### （8）前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

「監査役付」の人事異動については監査役会の意見を求めることとしております。

### （9）取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役会は、取締役が監査役会に報告すべき事項を取締役と協議して定め、その報告を受けるものとしております。

また、使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大な法令・定款違反、コンプライアンス上重要な事項に関する重大な事実を発見した場合は，監査役会に直接報告することができるものとしております。

### (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役、監査法人とそれぞれ適宜に意見交換会を開催することとしております。

## 9．会計参与に関する事項

該当ありません。

## 10. その他

該当ありません。

# 第145期末（平成23年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 現金預け金 | 68,522 | 預金 | 1,675,030 |
| コールローン及び買入手形 | 161 | 借用金 | 5,980 |
| 買入金銭債権 | 0 | 外国為替 | 0 |
| 有価証券 | 374,105 | 社債 | 10,000 |
| 貸出金 | 1,339,057 | その他負債 | 10,672 |
| 外国為替 | 787 | 賞与引当金 | 842 |
| その他資産 | 9,003 | 退職給付引当金 | 6,327 |
| 有形固定資産 | 19,691 | 役員退職慰労引当金 | 254 |
| 建物 | 4,154 | 投資損失引当金 | 73 |
| 土地 | 14,080 | 利息返還損失引当金 | 7 |
| リース資産 | 599 | 睡眠預金払戻損失引当金 | 186 |
| 建設仮勘定 | 403 | 偶発損失引当金 | 218 |
| その他の有形固定資産 | 454 | 再評価に係る繰延税金負債 | 3,468 |
| 無形固定資産 | 798 | 支払承諾 | 2,786 |
| ソフトウェア | 439 | 負債の部合計 | 1,715,848 |
| リース資産 | 21 | （純資産の部） | |
| その他の無形固定資産 | 337 | 資本金 | 38,300 |
| 繰延税金資産 | 11,421 | 資本剰余金 | 24,600 |
| 支払承諾見返 | 2,786 | 利益剰余金 | 18,811 |
| 貸倒引当金 | △22,620 | 自己株式 | △142 |
| | | 株主資本合計 | 81,568 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 1,902 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △468 |
| | | 土地再評価差額金 | 4,789 |
| | | その他の包括利益累計額合計 | 6,223 |
| | | 少数株主持分 | 75 |
| | | 純資産の部合計 | 87,867 |
| 資産の部合計 | 1,803,716 | 負債及び純資産の部合計 | 1,803,716 |

# 第145期(平成22年４月１日から平成23年３月31日まで)連結損益計算書

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **経常収益** | | **40,487** |
| **資金運用収益** | **33,876** | |
| 貸出金利息 | 30,759 | |
| 有価証券利息配当金 | 3,040 | |
| コールローン利息及び買入手形利息 | 40 | |
| 預け金利息 | 13 | |
| その他の受入利息 | 23 | |
| **役務取引等収益** | **2,975** | |
| **その他業務収益** | **2,729** | |
| **その他経常収益** | **906** | |
| **経常費用** | | **33,077** |
| **資金調達費用** | **3,301** | |
| 預金利息 | 2,781 | |
| コールマネー利息及び売渡手形利息 | 0 | |
| 借用金利息 | 1 | |
| 社債利息 | 262 | |
| その他の支払利息 | 256 | |
| **役務取引等費用** | **1,752** | |
| **その他業務費用** | **254** | |
| **営業経費** | **22,817** | |
| **その他経常費用** | **4,951** | |
| その他の経常費用 | 4,951 | |
| **経常利益** | | **7,409** |
| **特別利益** | | **396** |
| **貸倒引当金戻入益** | **395** | |
| **償却債権取立益** | **0** | |
| **特別損失** | | **126** |
| **固定資産処分損** | **69** | |
| **資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額** | **57** | |
| **税金等調整前当期純利益** | | **7,678** |
| **法人税、住民税及び事業税** | **46** | |
| **法人税等調整額** | **3,357** | |
| **法人税等合計** | | **3,403** |
| **少数株主損益調整前当期純利益** | | **4,275** |
| **少数株主利益** | | **6** |
| **当期純利益** | | **4,268** |

# 第145期(平成22年４月１日から平成23年３月31日まで)連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 株主資本 | |
| 資本金 | |
| 前期末残高 | 38,300 |
| 当期変動額 | |
| 当期変動額合計 | － |
| 当期末残高 | 38,300 |
| 資本剰余金 | |
| 前期末残高 | 34,600 |
| 当期変動額 | |
| 自己株式の消却 | △ 20,097 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | 10,097 |
| 当期変動額合計 | △ 10,000 |
| 当期末残高 | 24,600 |
| 利益剰余金 | |
| 前期末残高 | 26,260 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △ 1,620 |
| 当期純利益 | 4,268 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | △ 10,097 |
| 当期変動額合計 | △ 7,449 |
| 当期末残高 | 18,811 |
| 自己株式 | |
| 前期末残高 | △ 140 |
| 当期変動額 | |
| 自己株式の取得 | △ 20,100 |
| 自己株式の消却 | 20,097 |
| 当期変動額合計 | △ 2 |
| 当期末残高 | △ 142 |
| 株主資本合計 | |
| 前期末残高 | 99,020 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △ 1,620 |
| 当期純利益 | 4,268 |
| 自己株式の取得 | △ 20,100 |
| 当期変動額合計 | △ 17,451 |
| 当期末残高 | 81,568 |

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| その他の包括利益累計額 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 前期末残高 | 1,615 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 286 |
| 当期変動額合計 | 286 |
| 当期末残高 | 1,902 |
| 繰延ヘッジ損益 | |
| 前期末残高 | △ 370 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △ 97 |
| 当期変動額合計 | △ 97 |
| 当期末残高 | △ 468 |
| 土地再評価差額金 | |
| 前期末残高 | 4,789 |
| 当期変動額 | |
| 当期変動額合計 | ― |
| 当期末残高 | 4,789 |
| その他の包括利益累計額合計 | |
| 前期末残高 | 6,034 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 188 |
| 当期変動額合計 | 188 |
| 当期末残高 | 6,223 |
| 少数株主持分 | |
| 前期末残高 | 68 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 6 |
| 当期変動額合計 | 6 |
| 当期末残高 | 75 |
| 純資産合計 | |
| 前期末残高 | 105,124 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △ 1,620 |
| 当期純利益 | 4,268 |
| 自己株式の取得 | △ 20,100 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 195 |
| 当期変動額合計 | △ 17,256 |
| 当期末残高 | 87,867 |

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## [連結財務諸表の作成方針]

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等　　4社

東日本ビジネスサービス株式会社
東日本オフィスサービス株式会社
東日本保証サービス株式会社
東日本銀ジェーシービーカード株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

(2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

3．連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

すべての連結される子会社及び子法人等の決算日は、連結決算日と一致しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

## [会計処理基準に関する事項]

1．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券で時価のあるもののうち株式及びその他の中の受益証券については当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3．減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　15年～47年
その他　　3年～15年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4．貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等については、過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を引き当てております。

5．賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

6．退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 過去勤務債務 | その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理 |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理 |

（会計基準変更時差異の償却期間）

なお、会計基準変更時差異（9,082百万円）については、厚生年金基金の代行部分に係るものの消滅を認識した上で残額について15年による按分額を費用処理しております。

7．役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

8．投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、連結される子会社の債務超過にかかる損失に備えるため、連結される子会社に対する投資額及び貸出金を超えて負担が見込まれる額を計上しております。

9．利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子法人が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。

10．睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てております。

11．偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度等により実行した融資について、将来発生する可能性がある負担金支払の見込額を計上しております。

12．外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

13．リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は86百万円（税効果額控除前）であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

15. 消費税等の会計処理

当行の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。連結される子会社及び子法人等も主に税抜方式によっております。

ただし、当行の有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

## [連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更]

（資産除去債務に関する会計基準）

当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年３月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は１百万円、税金等調整前当期純利益は59百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は61百万円であります。

## [表示方法の変更]

（連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書関係）

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第５号平成23年３月25日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、前連結会計年度における「評価・換算差額等」は当連結会計年度から「その他の包括利益累計額」として表示しております。

（連結損益計算書関係）

当連結会計年度から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第41号平成22年９月21日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」を表示しております。

**注記事項**

**[連結貸借対照表関係]**

1．貸出金のうち、破綻先債権額は11,935百万円、延滞債権額は30,646百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2．貸出金のうち、３ヵ月以上延滞債権額は1,345百万円であります。

なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,723百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4．破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は49,650百万円であります。

なお、上記１．から４．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は19,285百万円であります。

6．ローン・パーティシペーションで、平成７年６月１日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、499百万円であります。

7．担保に供している資産は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 担保に供している資産 | |
| 現金預け金 | 25百万円 |
| 有価証券 | 159,687百万円 |
| その他資産 | 29百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 5,662百万円 |
| 借用金 | 5,980百万円 |

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券42,536百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は3,608百万円であります。

8．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、52,667百万円であります。このうち契約残存期間が１年以内のものが43,686百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

| | |
|---|---|
| 再評価を行った年月日 | 平成11年３月31日 |
| 同法律第３条第３項に定める再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第１号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出 |

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額は、当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回っていないため差額を記載しておりません。

10. 有形固定資産の減価償却累計額　10,379百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額　1,003百万円

12. 社債は、劣後特約付社債であります。

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は721百万円であります。

14. １株当たりの純資産額　476円33銭

15. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及びその周辺機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

| | | |
|---|---|---|
| １．取得原価相当額 | 有形固定資産 | 787百万円 |
| | 無形固定資産 | 100百万円 |
| | 合計 | 887百万円 |
| ２．減価償却累計額相当額 | 有形固定資産 | 609百万円 |
| | 無形固定資産 | 70百万円 |
| | 合計 | 680百万円 |
| ３．期末残高相当額 | 有形固定資産 | 177百万円 |
| | 無形固定資産 | 29百万円 |
| | 合計 | 207百万円 |
| ４．未経過リース料期末残高相当額 | １年内 | 130百万円 |
| | １年超 | 96百万円 |
| | 合計 | 226百万円 |

５．支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

| | |
|---|---|
| 支払リース料 | 195百万円 |
| 減価償却費相当額 | 167百万円 |
| 支払利息相当額 | 16百万円 |

６．減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

７．利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

16. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 退職給付債務 | △ 16,982 百万円 |
| 年金資産（時価） | 9,225 |
| 未積立退職給付債務 | △ 7,756 |
| 会計基準変更時差異の未処理額 | 976 |
| 未認識数理計算上の差異 | 1,567 |
| 未認識過去勤務債務（債務の減額） | △ 1,114 |
| 連結貸借対照表計上額の純額 | △ 6,327 |
| 前払年金費用 | － |
| 退職給付引当金 | △ 6,327 |

## [連結損益計算書関係]

1．その他経常収益には、株式等売却益238百万円を含んでおります。
2．その他の経常費用には、株式等償却1,819百万円及び延滞債権等を売却したことによる損失1,737百万円を含んでおります。
3．１株当たり当期純利益金額　22円03銭
4．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額　18円78銭

## [連結株主資本等変動計算書関係]

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

| | 前連結会計年度末株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 184,673 | — | — | 184,673 | |
| 第一回優先株式 | 10,000 | — | 10,000 | — | (注1) |
| 合計 | 194,673 | — | 10,000 | 184,673 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 347 | 15 | — | 362 | (注2) |
| 第一回優先株式 | — | 10,000 | 10,000 | — | (注3) |
| 合計 | 347 | 10,015 | 10,000 | 362 | |

（注）1．発行済株式の第一回優先株式の株式数の減少10,000千株は、平成23年３月の自己株式の消却によるものであります。
2．普通株式の自己株式の株式数の増加15千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
3．自己株式の第一回優先株式の株式数の増加及び減少10,000千株は、平成23年３月の自己株式の取得及び消却によるものであります。

2．当行の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成22年６月25日定時株主総会 | 普通株式 | 552百万円 | 3円 | 平成22年３月31日 | 平成22年６月28日 |
| | 第一回優先株式 | 220百万円 | 22円 | 平成22年３月31日 | 平成22年６月28日 |
| 平成22年11月12日取締役会 | 普通株式 | 737百万円 | 4円 | 平成22年９月30日 | 平成22年12月10日 |
| | 第一回優先株式 | 110百万円 | 11円 | 平成22年９月30日 | 平成22年12月10日 |
| 合計 | | 1,620百万円 | | | |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成23年６月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

①　普通株式
・配当金の総額　737百万円
・１株当たり配当額　４円
・基準日　平成23年３月31日
・効力発生日　平成23年６月29日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

## ［金融商品関係］

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当行グループは銀行業として主に貸出金及び有価証券運用を中心とした業務を行っており、これらの業務を行うために預金を中心に資金調達を行っております。

資金運用については、地域への円滑な資金供給が、地域金融機関の社会的使命であることを認識し、個別の貸出先へのリスクを十分踏まえ、主に地域の中小企業及び個人顧客を対象とした貸出業務を行っております。また、有価証券運用は、資産としての健全性を重視し国債を中心に行っており、証券化商品等、最終的なリスクの所在が明瞭ではない商品への運用は行っておりません。

デリバティブ取引については、金利関連取引の内の金利スワップ取引及び通貨関連取引の資金関連スワップ取引を利用しており、デリバティブ取引の取り組みにあたっては、顧客との取引等の実需に基づいた資産のリスクヘッジ手段の利用に徹しております。

当行では、銀行の資産と負債を総合的に管理するためのＡＬＭ委員会において、各種のリスクテイクのあり方を検討しつつ、経営環境や市場環境の変化に対応できる銀行全体の運用・調達構造の構築に努めております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として貸出金及び有価証券であります。貸出金については、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、景気動向や貸出先の財務内容が悪化した場合には、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。有価証券については国債を中心とする債券や上場株式等であり、主に銀行業務において運用する目的で保有しております。これらはそれぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債については、主として地域の法人及び個人から預入された預金であり、風評リスクの顕在化等による当行の信用力低下により、資金の調達が困難となる流動性リスクに晒されております。

外貨建の金融資産・金融負債については、為替相場により価値が変動する為替リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行の金融商品に係るリスク管理体制は以下のとおりであります。また、連結子会社については、当行の管理体制に準じて、各社毎にリスク管理を行っております。

① 信用リスク管理

当行は、「信用リスク管理の基本方針」のほか信用リスクに関する管理諸規程に則り、貸出金については、クレジットポリシーに基づき与信の小口分散に努めているほか、決裁権限基準・財務分析システムの活用による信用格付制度等に基づき厳格な審査を行うとともに、本部による営業店融資業務の指導、自己査定による信用供与の状況等の把握により管理体制の強化に努めております。また、信用リスク管理の精緻化を図るため信用リスクの計量化システムを導入し、信用リスクに見合った貸出金利の設定や与信ポートフォリオの策定等に活用し、信用リスク管理の充実を図っております。なお、与信の集中リスクを適切に管理するため「与信ポートフォリオ管理規程」を制定し、与信ポートフォリオのモニタリングを行い、その状況については定期的にＡＬＭ委員会や常務会に報告することとしております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行は、ＡＬＭ委員会が金利リスク管理の基本的方針を検討することとしております。具体的には、事業所向け貸出は変動金利を原則とし、有価証券でも変動利付国債の運用比率を高める等、金利リスクの抑制に努めています。中長期の固定金利住宅ローンについては、金利スワップによるリスクヘッジを行っております。金利リスク管理の所管部署は、定期的に金利リスク量の計測や金利変動による収益シミュレーションを行い、その結果をＡＬＭ委員会や常務会に報告することとしております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券運用については、適切なリスクリターンによる健全運営と安定収益の確保を基本方針とし、半期毎に決定する有価証券投資計画に基づき行っております。

価格変動リスクについては、「市場関連リスク管理の基本方針」に基づいてリスクを適切に把握し、許容範囲を検討したうえで最も有効な資産運用を図り収益を確保する管理体制をとっており、月次ベースで計測されたリスク量が許容範囲内であることを確認の上、ＡＬＭ委員会や常務会に報告することとしております。

(iii) 為替リスクの管理

外国為替取引には、お客さまによる外貨両替取引や輸出入取引等があります。当行では、市場取引を通じて外貨建の金融資産残高と金融負債残高を管理し、お客さまとの外国為替取引に伴う為替リスクを抑制しております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当行において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「預金」、「デリバティブ取引」のうち金利スワップ取引であります。また、価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」の株式及び受益証券であります。

当行では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量の計測をバリュー・アット・リスク(VaR)により行っております。VaRの算定にあたっては、分散・共分散法（保有期間６か月、信頼区間99%、観測期間５年）を採用しております。平成23年３月31日（当期の連結決算日）現在で当行の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で12,574百万円であります。

なお、当行ではモデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテスティングによりVaRの妥当性を検証しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しておりますが、最大損失額の予測を意図するものではなく、前提条件や算定方法により異なる値となります。また、将来の市場の状況は過去とは大幅に異なることがあり、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクはVaRで捕捉できない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

「流動性リスク管理の基本方針」に基づき、資金調達・運用構造に則した適切かつ安定的な資金繰りを行い、将来不測の事態が発生した場合においても、合理的かつ機動的な対応ができる管理体制を整備しております。

運用・調達のバランスを考慮して策定した半期間の資金計画に基づき、日次・週次・月次・四半期次で資金繰り見通し及び実績を管理し、常務会・取締役会へ報告しております。また、万一の場合に備えて「緊急時の資金繰り管理要領」等を策定し、資金繰り懸念時・緊急時の管理体制を整備しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２． 金融商品の時価等に関する事項

平成23年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注２）参照)。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表計上額 | 時　価 | 差　額 |
|---|---|---|---|
| (1) 現金預け金 | 68,522 | 68,522 | — |
| (2) 有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 372,857 | 372,857 | — |
| (3) 貸出金 | 1,339,057 | | |
| 貸倒引当金(＊1) | △ 22,185 | | |
| | 1,316,872 | 1,338,585 | 21,712 |
| 資　産　計 | 1,758,251 | 1,779,964 | 21,712 |
| 預　金 | 1,675,030 | 1,676,011 | 981 |
| 負　債　計 | 1,675,030 | 1,676,011 | 981 |
| デリバティブ取引(＊2) | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | (0) | (0) | — |
| ヘッジ会計が適用されているもの | (834) | (834) | — |
| デリバティブ取引計 | (834) | (834) | — |

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
（＊2）デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、満期のある預け金についても、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式及び受益証券は取引所の価格、債券は日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値等により評価した価格によっております。自行保証付私募債は、貸出金と同一の方法により、当行格付に基づく信用リスク等、担保による保全状況等を勘案し、時価を算出しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(追加情報)

当連結会計年度末において保有する変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）を踏まえ、合理的に算定された公正な評価額によっております。これにより、日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値により評価した場合に比べ「有価証券」は5,155百万円増加、「繰延税金資産」は2,093百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は3,062百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された公正な評価額は、当行から独立した第三者から入手し、当行でその適切性を検証したものであります。当該評価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法によっており、主な価格決定変数は国債の利回りであります。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の元利金の合計額を、当行格付に基づく信用リスク等のリスクプレミアムを算定し無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。また、住宅ローンについては、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等につい

ては、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、変動金利の定期預金については、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、店頭取引の金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨スワップ等）であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産⑵ その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

| 区　分 | 連結貸借対照表計上額 |
|---|---|
| 非上場株式（＊１） | 1,200 |
| 非上場受益証券（＊２）（＊３） | 47 |
| 合　計 | 1,248 |

（＊１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
（＊２）受益証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。
（＊３）当連結会計年度において、非上場受益証券について26百万円減損処理を行っております。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

| | １年以内 | １年超３年以内 | ３年超５年以内 | ５年超７年以内 | ７年超 | 期間の定めのないもの |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 預け金 | 46,397 | — | — | — | — | — |
| 有価証券 | 1,708 | 13,236 | 52,546 | 119,186 | 165,012 | — |
| その他有価証券のうち満期のあるもの | 1,708 | 13,236 | 52,546 | 119,186 | 165,012 | — |
| うち国債 | 500 | 2,891 | 24,522 | 99,000 | 71,000 | — |
| 地方債 | 301 | 1,263 | 6,326 | 3,561 | 36,805 | — |
| 社　債 | 893 | 6,082 | 21,698 | 16,625 | 38,160 | — |
| その他 | 14 | 3,000 | — | — | 19,047 | — |
| 貸出金（＊） | 327,938 | 266,615 | 183,205 | 107,996 | 407,053 | 3,666 |
| 合　計 | 376,044 | 279,852 | 235,751 | 227,182 | 572,066 | 3,666 |

（＊）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない42,581百万円は含めておりません。

（注４）有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

| | １年以内 | １年超<br>３年以内 | ３年超<br>５年以内 | ５年超 |
|---|---|---|---|---|
| 預　　金(＊) | 1,309,908 | 174,220 | 17,176 | 4,428 |
| 合　計 | 1,309,908 | 174,220 | 17,176 | 4,428 |

（＊）預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

## ［有価証券関係］

１．満期保有目的の債券（平成23年３月31日現在）

該当するものはありません。

２．その他有価証券（平成23年３月31日現在）

| | 種　類 | 連結貸借対照表<br>計上額(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差　額<br>(百万円) |
|---|---|---|---|---|
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株　式 | 2,774 | 1,830 | 943 |
| | 債　券 | 258,142 | 251,491 | 6,650 |
| | 国　債 | 183,592 | 179,121 | 4,470 |
| | 地方債 | 17,253 | 16,993 | 259 |
| | 社　債 | 57,296 | 55,376 | 1,920 |
| | その他 | 3,338 | 3,297 | 40 |
| | 外国債券 | 3,005 | 3,000 | 5 |
| | 小　計 | 264,254 | 256,619 | 7,635 |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株　式 | 6,378 | 7,299 | △920 |
| | 債　券 | 77,697 | 78,571 | △874 |
| | 国　債 | 18,631 | 18,799 | △167 |
| | 地方債 | 31,015 | 31,438 | △423 |
| | 社　債 | 28,051 | 28,334 | △283 |
| | その他 | 24,525 | 27,164 | △2,638 |
| | 外国債券 | 16,956 | 19,000 | △2,043 |
| | 小　計 | 108,602 | 113,035 | △4,433 |
| 合　計 | | 372,857 | 369,654 | 3,202 |

３．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年４月１日　至 平成23年３月31日）

| | 売却額<br>(百万円) | 売却益の合計額<br>(百万円) | 売却損の合計額<br>(百万円) |
|---|---|---|---|
| 株　式 | 1,645 | 238 | 550 |
| 債　券 | 80,831 | 2,149 | 223 |
| 国　債 | 73,153 | 2,088 | ― |
| 地方債 | 1,446 | ― | 48 |
| 社　債 | 6,231 | 60 | 175 |
| その他 | ― | ― | ― |
| 合　計 | 82,476 | 2,388 | 774 |

4．減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合には、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）することとしております。当連結会計年度における減損処理額は、株式1,819百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準の概要は以下の通りであります。

（1）株式及び受益証券

連結会計年度末前１ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額が、取得原価に比べて30％以上下落した場合。

（2）債券

連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価が取得原価に比べて50％以上下落した場合、及び30％以上50％未満下落した場合で発行会社の財務内容等に懸念が認められる場合。

**［参考情報］**

「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号平成22年6月30日）に基づいて、以下のとおり作成しております。

## 第145期(平成22年４月１日から 平成23年３月31日まで)連結包括利益計算書

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **少数株主損益調整前当期純利益** | | 4,275 |
| **その他の包括利益** | | 188 |
| その他有価証券評価差額金 | 286 | |
| 繰延ヘッジ損益 | △ 97 | |
| **包括利益** | | 4,464 |
| 親会社株主に係る包括利益 | 4,457 | |
| 少数株主に係る包括利益 | 6 | |

（注）前連結会計年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| その他の包括利益 | 2,974百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | 3,000百万円 |
| 繰延ヘッジ損益 | △ 26百万円 |
| 包括利益 | 7,514百万円 |
| | |
| 親会社株主に係る包括利益 | 7,585百万円 |
| 少数株主に係る包括利益 | △ 71百万円 |

# 第145期末（平成23年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| **現金預け金** | **68,521** | **預金** | **1,677,117** |
| 現金 | 22,124 | 当座預金 | 69,045 |
| 預け金 | 46,397 | 普通預金 | 518,114 |
| **コールローン** | **161** | 貯蓄預金 | 21,519 |
| **買入金銭債権** | **0** | 通知預金 | 19,227 |
| **有価証券** | **375,169** | 定期預金 | 996,106 |
| 国債 | 202,223 | 定期積金 | 22,835 |
| 地方債 | 48,268 | その他の預金 | 30,269 |
| 社債 | 85,347 | **借用金** | **5,980** |
| 株式 | 11,417 | 借入金 | 5,980 |
| その他の証券 | 27,912 | **外国為替** | **0** |
| **貸出金** | **1,339,469** | 未払外国為替 | 0 |
| 割引手形 | 19,281 | **社債** | **10,000** |
| 手形貸付 | 86,822 | **その他負債** | **8,958** |
| 証書貸付 | 1,184,061 | 未払法人税等 | 118 |
| 当座貸越 | 49,303 | 未払費用 | 4,017 |
| **外国為替** | **787** | 前受収益 | 1,303 |
| 外国他店預け | 677 | 従業員預り金 | 1,386 |
| 買入外国為替 | 3 | 給付補てん備金 | 29 |
| 取立外国為替 | 105 | 金融派生商品 | 894 |
| **その他資産** | **7,495** | リース債務 | 651 |
| 前払費用 | 128 | 資産除去債務 | 59 |
| 未収収益 | 1,737 | その他の負債 | 498 |
| 金融派生商品 | 59 | **賞与引当金** | **827** |
| その他の資産 | 5,569 | **退職給付引当金** | **6,301** |
| **有形固定資産** | **19,690** | **役員退職慰労引当金** | **250** |
| 建物 | 4,154 | **投資損失引当金** | **170** |
| 土地 | 14,080 | **睡眠預金払戻損失引当金** | **186** |
| リース資産 | 599 | **偶発損失引当金** | **218** |
| 建設仮勘定 | 403 | **再評価に係る繰延税金負債** | **3,468** |
| その他の有形固定資産 | 453 | **支払承諾** | **2,786** |
| **無形固定資産** | **795** | **負債の部合計** | **1,716,265** |
| ソフトウェア | 439 | | |
| リース資産 | 21 | （純資産の部） | |
| その他の無形固定資産 | 335 | **資本金** | **38,300** |
| **繰延税金資産** | **11,855** | **資本剰余金** | **24,600** |
| **支払承諾見返** | **2,786** | 資本準備金 | 24,600 |
| **貸倒引当金** | **△ 22,304** | **利益剰余金** | **19,181** |
| | | 利益準備金 | 324 |
| | | その他利益剰余金 | 18,857 |
| | | 繰越利益剰余金 | 18,857 |
| | | **自己株式** | **△ 142** |
| | | **株主資本合計** | **81,939** |
| | | **その他有価証券評価差額金** | **1,902** |
| | | **繰延ヘッジ損益** | **△ 468** |
| | | **土地再評価差額金** | **4,789** |
| | | **評価・換算差額等合計** | **6,223** |
| | | **純資産の部合計** | **88,162** |
| **資産の部合計** | **1,804,428** | **負債及び純資産の部合計** | **1,804,428** |

# 第145期(平成22年４月１日から平成23年３月31日まで)損益計算書

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **経常収益** | | **39,860** |
| **資金運用収益** | **33,829** | |
| 貸出金利息 | 30,711 | |
| 有価証券利息配当金 | 3,040 | |
| コールローン利息 | 40 | |
| 預け金利息 | 13 | |
| その他の受入利息 | 23 | |
| **役務取引等収益** | **2,983** | |
| 受入為替手数料 | 1,145 | |
| その他の役務収益 | 1,837 | |
| **その他業務収益** | **2,257** | |
| 外国為替売買益 | 107 | |
| 商品有価証券売買益 | 0 | |
| 国債等債券売却益 | 2,149 | |
| その他の業務収益 | 0 | |
| **その他経常収益** | **790** | |
| 株式等売却益 | 238 | |
| その他の経常収益 | 551 | |
| **経常費用** | | **32,611** |
| **資金調達費用** | **3,301** | |
| 預金利息 | 2,781 | |
| コールマネー利息 | 0 | |
| 借用金利息 | 1 | |
| 社債利息 | 262 | |
| 金利スワップ支払利息 | 238 | |
| その他の支払利息 | 16 | |
| **役務取引等費用** | **1,767** | |
| 支払為替手数料 | 286 | |
| その他の役務費用 | 1,481 | |
| **その他業務費用** | **254** | |
| 国債等債券売却損 | 223 | |
| 国債等債券償却 | 26 | |
| 金融派生商品費用 | 4 | |
| **営業経費** | **22,528** | |
| **その他経常費用** | **4,759** | |
| 貸出金償却 | 31 | |
| 株式等売却損 | 550 | |
| 株式等償却 | 1,819 | |
| その他の経常費用 | 2,358 | |
| **経常利益** | | **7,249** |
| **特別利益** | | **550** |
| 貸倒引当金戻入益 | 549 | |
| 償却債権取立益 | 0 | |
| **特別損失** | | **126** |
| 固定資産処分損 | 69 | |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | 57 | |
| **税引前当期純利益** | | **7,672** |
| **法人税、住民税及び事業税** | **43** | |
| **法人税等調整額** | **3,382** | |
| **法人税等合計** | | **3,426** |
| **当期純利益** | | **4,246** |

# 第145期(平成22年４月１日から平成23年３月31日まで)株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 株主資本 | |
| 資本金 | |
| 前期末残高 | 38,300 |
| 当期変動額 | |
| 当期変動額合計 | ― |
| 当期末残高 | 38,300 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | |
| 前期末残高 | 24,600 |
| 当期変動額 | |
| 当期変動額合計 | ― |
| 当期末残高 | 24,600 |
| その他資本剰余金 | |
| 前期末残高 | 10,000 |
| 当期変動額 | |
| 自己株式の消却 | △ 20,097 |
| その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替 | 10,097 |
| 当期変動額合計 | △ 10,000 |
| 当期末残高 | ― |
| 資本剰余金合計 | |
| 前期末残高 | 34,600 |
| 当期変動額 | |
| 自己株式の消却 | △ 20,097 |
| その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替 | 10,097 |
| 当期変動額合計 | △ 10,000 |
| 当期末残高 | 24,600 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | |
| 前期末残高 | ― |
| 当期変動額 | |
| 利益準備金の積立 | 324 |
| 当期変動額合計 | 324 |
| 当期末残高 | 324 |
| その他利益剰余金 | |
| 繰越利益剰余金 | |
| 前期末残高 | 26,652 |
| 当期変動額 | |
| 利益準備金の積立 | △ 324 |
| 剰余金の配当 | △ 1,620 |
| 当期純利益 | 4,246 |
| その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替 | △ 10,097 |
| 当期変動額合計 | △ 7,795 |
| 当期末残高 | 18,857 |
| 利益剰余金合計 | |
| 前期末残高 | 26,652 |
| 当期変動額 | |
| 利益準備金の積立 | ― |
| 剰余金の配当 | △ 1,620 |
| 当期純利益 | 4,246 |
| その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替 | △ 10,097 |
| 当期変動額合計 | △ 7,471 |
| 当期末残高 | 19,181 |

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 自己株式 | |
| 前期末残高 | △ 140 |
| 当期変動額 | |
| 自己株式の取得 | △ 20,100 |
| 自己株式の消却 | 20,097 |
| 当期変動額合計 | △ 2 |
| 当期末残高 | △ 142 |
| 株主資本合計 | |
| 前期末残高 | 99,413 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △ 1,620 |
| 当期純利益 | 4,246 |
| 自己株式の取得 | △ 20,100 |
| 当期変動額合計 | △ 17,474 |
| 当期末残高 | 81,939 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 前期末残高 | 1,615 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 286 |
| 当期変動額合計 | 286 |
| 当期末残高 | 1,902 |
| 繰延ヘッジ損益 | |
| 前期末残高 | △ 370 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △ 97 |
| 当期変動額合計 | △ 97 |
| 当期末残高 | △ 468 |
| 土地再評価差額金 | |
| 前期末残高 | 4,789 |
| 当期変動額 | |
| 当期変動額合計 | ― |
| 当期末残高 | 4,789 |
| 評価・換算差額等合計 | |
| 前期末残高 | 6,034 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 188 |
| 当期変動額合計 | 188 |
| 当期末残高 | 6,223 |
| 純資産合計 | |
| 前期末残高 | 105,447 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △ 1,620 |
| 当期純利益 | 4,246 |
| 自己株式の取得 | △ 20,100 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 188 |
| 当期変動額合計 | △ 17,285 |
| 当期末残高 | 88,162 |

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## ［重要な会計方針］

1．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式及びその他の証券の中の受益証券については当事業年度末前１カ月の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、また、それ以外については、当事業年度末における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（追加情報）

当事業年度末において保有する変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）を踏まえ、合理的に算定された公正な評価額によっております。これにより、日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値により評価した場合に比べ「有価証券」は5,155百万円増加、「繰延税金資産」は2,093百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は3,062百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された公正な評価額は、当行から独立した第三者から入手し、当行でその適切性を検証したものであります。当該評価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法によっており、主な価格決定変数は国債の利回りであります。

2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建　物 | 15年～47年 |
| その他 | 3年～15年 |

⑵ 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

⑶ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5．引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務　その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異　各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(会計基準変更時差異の償却期間)

なお、会計基準変更時差異(9,082百万円)については、厚生年金基金の代行部分に係るものの消滅を認識した上で残額について15年による按分額を費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) 投資損失引当金

投資損失引当金は、子会社・子法人等の債務超過額にかかる損失に備えるため、子会社・子法人等に対する投資額及び貸出金を超えて負担が見込まれる額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度等により実行した融資について、将来発生する可能性がある負担金支払の見込額を計上しております。

6. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は86百万円(税効果額控除前)であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の

方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年３月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年３月31日)を適用しております。

これにより、経常利益は１百万円、税引前当期純利益は59百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は61百万円であります。

**注記事項**

**[貸借対照表関係]**

1．関係会社の株式総額　1,063百万円

2．貸出金のうち、破綻先債権額は11,931百万円、延滞債権額は30,619百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は1,345百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,723百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は49,620百万円であります。

なお、上記２．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は19,285百万円であります。

7．ローン・パーティシペーションで、平成７年６月１日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、499百万円であります。

8．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

| | |
|---|---|
| 預　け　金 | 25百万円 |
| 有 価 証 券 | 159,687百万円 |
| その他の資産 | 29百万円 |

担保資産に対応する債務

| | |
|---|---|
| 預　　金 | 5,662百万円 |
| 借　用　金 | 5,980百万円 |

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券42,536百万円を差し入れております。
また、その他の資産のうち保証金は3,608百万円であります。

9．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、46,565百万円であります。このうち契約残存期間が１年以内のものが43,805百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

| | |
|---|---|
| 再評価を行った年月日 | 平成11年３月31日 |
| 同法律第３条第３項に定める再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第１号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出 |

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額は、当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回っていないため差額を記載しておりません。

11. 有形固定資産の減価償却累計額　10,369百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額　1,003百万円
13. 社債は、劣後特約付社債であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は721百万円であります。
15. １株当たりの純資産額　478円34銭
16. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及びその周辺機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

| | | |
|---|---|---|
| １．取得原価相当額 | 有形固定資産 | 787百万円 |
| | 無形固定資産 | 100百万円 |
| | 合計 | 887百万円 |
| ２．減価償却累計額相当額 | 有形固定資産 | 609百万円 |
| | 無形固定資産 | 70百万円 |
| | 合計 | 680百万円 |
| ３．期末残高相当額 | 有形固定資産 | 177百万円 |
| | 無形固定資産 | 29百万円 |
| | 合計 | 207百万円 |
| ４．未経過リース料期末残高相当額 | １年内 | 130百万円 |
| | １年超 | 96百万円 |
| | 合計 | 226百万円 |

５．支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

| | |
|---|---|
| 支払リース料 | 195百万円 |
| 減価償却費相当額 | 167百万円 |
| 支払利息相当額 | 16百万円 |

6．減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
7．利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

17. 関係会社に対する金銭債権総額　822百万円
18. 関係会社に対する金銭債務総額　2,087百万円
19. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第４項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に５分の１を乗じて得た額を利益準備金として計上しております。
当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、324百万円であります。

## ［損益計算書関係］

１．関係会社との取引による収益
資金運用取引に係る収益総額　20百万円
役務取引等に係る収益総額　８百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額　34百万円
関係会社との取引による費用
資金調達取引に係る費用総額　０百万円
役務取引等に係る費用総額　14百万円
その他の取引に係る費用総額　631百万円
関係会社とのその他の取引高の総額　501百万円
２．その他の経常費用には、延滞債権等を売却したことによる損失1,624百万円を含んでおります。
３．１株当たり当期純利益金額　21円91銭
４．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額　18円68銭
５．関連当事者との取引は、次のとおりであります。

| 属性 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容 | 議決権の所有(被所有)割合(%) | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 役員の兼任等(人) | 事業上の関係 | | | | |
| 子会社 | 東日本保証サービス㈱ | 東京都江戸川区 | 30 | 保証業 | 100 | ― | 当行貸出金の債務者に関する信用保証 | 保証委託(注1) | 149,022 | ― | ― |
| | | | | | | | | 支払保証料(注2) | 14 | ― | ― |
| | | | | | | | | 代位弁済(注3) | 501 | ― | ― |

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）当行貸出金の債務者に関する保証委託期末残高であります。なお、保証料は、債務者が直接同社に支払うほか一部の貸出金については、当行より支払っております。
（注２）支払保証料につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。
（注３）取引金額は、当事業年度中に同社より代位弁済を受けた合計金額であります。

## [株主資本等変動計算書関係]

1．当行の自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

| | 前事業年度末株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 347 | 15 | — | 362 | (注)1 |
| 第一回優先株式 | — | 10,000 | 10,000 | — | (注)2 |
| 合　計 | 347 | 10,015 | 10,000 | 362 | |

（注）1．普通株式の自己株式の株式数の増加15千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2．第一回優先株式の株式数の増加及び減少10,000千株は、自己株式の取得及び消却によるものであります。

## [有価証券関係]

1．満期保有目的の債券（平成23年３月31日現在）

該当するものはありません。

2．子会社・子法人等株式（平成23年３月31日現在）

| | 貸借対照表計上額（百万円） |
|---|---|
| 子会社・子法人等株式 | 1,063 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

3．　その他有価証券（平成23年３月31日現在）

| | 種　類 | 貸借対照表計上額(百万円) | 取得原価(百万円) | 差　額(百万円) |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株　式 | 2,774 | 1,830 | 943 |
| | 債　券 | 258,142 | 251,491 | 6,650 |
| | 国　債 | 183,592 | 179,121 | 4,470 |
| | 地方債 | 17,253 | 16,993 | 259 |
| | 社　債 | 57,296 | 55,376 | 1,920 |
| | その他 | 3,338 | 3,297 | 40 |
| | 外国債券 | 3,005 | 3,000 | 5 |
| | 小　計 | 264,254 | 256,619 | 7,635 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株　式 | 6,378 | 7,299 | △920 |
| | 債　券 | 77,697 | 78,571 | △874 |
| | 国　債 | 18,631 | 18,799 | △167 |
| | 地方債 | 31,015 | 31,438 | △423 |
| | 社　債 | 28,051 | 28,334 | △283 |
| | その他 | 24,525 | 27,164 | △2,638 |
| | 外国債券 | 16,956 | 19,000 | △2,043 |
| | 小　計 | 108,602 | 113,035 | △4,433 |
| 合　計 | | 372,857 | 369,654 | 3,202 |

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

| | 貸借対照表計上額（百万円） |
|---|---|
| 株　式 | 1,200 |
| その他 | 47 |
| 合　計 | 1,248 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年４月１日　至 平成23年３月31日）

| | 売却額（百万円） | 売却益の合計額（百万円） | 売却損の合計額（百万円） |
|---|---|---|---|
| 株　式 | 1,645 | 238 | 550 |
| 債　券 | 80,831 | 2,149 | 223 |
| 国　債 | 73,153 | 2,088 | — |
| 地方債 | 1,446 | — | 48 |
| 社　債 | 6,231 | 60 | 175 |
| その他 | — | — | — |
| 合　計 | 82,476 | 2,388 | 774 |

5．減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合には、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）することとしております。当事業年度における減損処理額は、株式1,819百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準の概要は以下の通りであります。

⑴　株式及び受益証券

事業年度末前１カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額が、取得原価に比べて30％以上下落した場合。

⑵　債券

事業年度末日における市場価格等に基づく時価が取得原価に比べて50％以上下落した場合、及び30％以上50％未満下落した場合で発行会社の財務内容等に懸念が認められる場合。

## ［税効果会計関係］

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 6,574百万円 |
| 株式等償却 | 1,810 |
| 退職給付引当金 | 2,558 |
| 減価償却費の損金算入限度超過額 | 139 |
| 繰越欠損金 | 785 |
| その他 | 1,906 |
| 繰延税金資産小計 | 13,775 |
| 評価性引当額 | △619 |
| 繰延税金資産合計 | 13,156 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | 1,300 |
| その他 | 1 |
| 繰延税金負債合計 | 1,301 |
| 繰延税金資産の純額 | 11,855百万円 |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成23年5月12日

株式会社 東 日 本 銀 行
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 川 上 豊 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐 藤 智 治 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社東日本銀行の平成22年４月１日から平成23年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東日本銀行及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成23年５月12日

株式会社 東 日 本 銀 行
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 上 豊 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 智 治 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社東日本銀行の平成22年４月１日から平成23年３月31日までの第145期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成22年４月１日から平成23年３月31日までの第145期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### １．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

### ２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年５月13日

株式会社 東日本銀行　監査役会

常勤監査役　藤　岡　健　史　㊞
常勤監査役　安　田　和　則　㊞
社外監査役　大　呑　秀　城　㊞
社外監査役　大　野　克　人　㊞

以　上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

当行は、銀行としての公共的使命に鑑み、経営体質の強化を図るとともに、内部留保の充実にも意を用いつつ、配当についても安定的な実施を基本方針としておりますので、期末配当を次のとおりとさせていただきたいと存じます。

１．配当財産の種類

金銭といたします。

２．配当財産の割当に関する事項及びその総額

当行普通株式１株につき金４円　　総額 737,242,360 円

といたします。

（注）中間配当金を含めますと、年間の配当金は１株につき金８円となります。

３．剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年６月29日といたします。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

優先株式の全株消却に伴い、優先株式についての記載及び種類株主総会に関する記載を削除、発行可能株式総数の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示します）

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
|---|---|
| 第２章　株　　式 | 第２章　株　　式 |
| 第６条（銀行の発行可能株式総数）当銀行の発行可能株式総数は、４億８百万株とし、このうち３億８千８百万株は普通株式、２千万株は優先株式とする。 | 第６条（銀行の発行可能株式総数）当銀行の発行可能株式総数は、３億８千８百万株とする。 |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| 第２章の２　優　先　株　式 | |
| 第10条の２（優先配当金）　当銀行は、第34条に定める剰余金の配当を行なうときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という。）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録株式質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という。）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録株式質権者という。）に先立ち、優先株式１株につき年150円を限度として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下優先配当金という。）を行なう。ただし、当該事業年度において第10条の３に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。<br>ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。<br>優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行なわない。 | （削除） |
| 第10条の３（優先中間配当金）当銀行は、第３６条に定める中間配当を行なうときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式１株につき優先配当金の２分の１を限度として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（本定款において優先中間配当金という。）を支払う。 | （削除） |
| 第10条の４（残余財産の分配）　当銀行の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式１株につき２,０００円を支払う。<br>優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行なわない。 | （削除） |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| 第10条の５（優先株式の取得および消却）　当銀行は、いつでも法令の定めるところに従って優先株式を取得し、これを法令の定めるところに従って消却することができる。 | （削除） |
| 第10条の６（優先株主の議決権）　優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。 | （削除） |
| 第10条の７（株式の併合または分割、募集株式の割当て、株式無償割当てを受ける権利等）当銀行は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行なわない。<br>当銀行は、優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行なわない。 | （削除） |
| 第10条の８（優先株式の取得請求）　優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める期間中、当銀行に対し、当該優先株主が有する優先株式と引換えに、当該決議で定める算定方法による数の普通株式を交付するよう請求することができる。 | （削除） |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| 第10条の９（優先株式の一斉取得）取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった優先株式は、同期間の末日の翌日(以下一斉取得日という。)をもって、当銀行がこれを取得し、当銀行はこれと引換えに優先株式１株につき、その払込金相当額を、一斉取得日に先立つ４５取引日目に始まる３０取引日の東京証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の当銀行の普通株式を優先株主に対し交付する。ただし、当該平均値の計算は円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。この場合、当該平均値が優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める金額を下回るときは、優先株式１株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式を交付する。<br>前項の普通株式数の算出にあたって１株に満たない端数が生じたときは、会社法第２３４条の規定によりこれを取り扱う。 | （削除） |
| 第10条の10（優先配当金支払義務の免除）第３７条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払についてこれを準用する。 | （削除） |
| 第16条の２（種類株主総会）第13条および第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 | （削除） |

第３号議案　取締役５名選任の件

取締役　越阪部　勝実、小椋　正治、内田　克俊、横須賀　一典の４氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため１名増員し、取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当行の株式数 |
|---|---|---|---|
| ① | おさかべ　かつみ<br>越阪部　勝　実<br>（昭和28年２月19日生） | 昭和51年４月　当行入行<br>平成12年６月　千住支店長<br>平成15年６月　上野支店長<br>平成19年６月　取締役審査部長<br>平成21年６月　常務取締役<br>現在に至る<br>（人事部、事務管理部、コンプライアンス統括部担当） | 15,000株 |
| ② | お　ぐら　せい　じ<br>小　椋　正　治<br>（昭和29年８月７日生） | 昭和52年４月　当行入行<br>平成16年６月　営業統括部長<br>平成18年６月　営業推進部長<br>平成19年６月　取締役営業推進部長<br>平成22年６月　常務取締役<br>現在に至る<br>（総務部、営業統括部、営業推進部、法人営業部担当） | 18,000株 |
| ③ | よこすか　かず　のり<br>横須賀　一　典<br>（昭和28年７月30日生） | 昭和52年４月　当行入行<br>平成17年６月　水戸支店長<br>平成19年６月　飯田橋支店長<br>平成21年６月　取締役審査部長<br>平成22年６月　取締役監査部長<br>現在に至る | 10,000株 |
| ④ | こ　ぐち　　いさむ<br>小　口　　勇<br>（昭和32年５月７日生） | 昭和55年４月　当行入行<br>平成12年４月　鉾田支店長<br>平成14年６月　取手支店長<br>平成17年６月　蒲田支店長<br>平成21年６月　飯田橋支店長<br>現在に至る | 8,000株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当行の株式数 |
|---|---|---|---|
| ⑤ | すだ　けんじ<br>須田　賢司<br>（昭和32年11月4日生） | 昭和55年4月　当行入行<br>平成16年6月　営業推進部副部長<br>平成19年6月　横浜支店長<br>平成21年6月　管理部長<br>平成22年6月　審査部長<br>現在に至る | 17,562株 |

（注）取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案　監査役2名選任の件

監査役　安田　和則、大野　克人の2氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 | 所有する当行の株式数 |
|---|---|---|---|
| ① | おおの　かつと<br>大野　克人<br>（昭和18年9月28日生） | 昭和42年4月　㈱日本興業銀行入行<br>平成10年3月　同行常務取締役<br>平成10年4月　興銀フィナンシャルテクノロジー㈱社長<br>平成16年4月　宮城大学教授<br>平成19年4月　映画専門大学院大学教授<br>平成19年6月　当行監査役<br>現在に至る | 4,000株 |
| ② | おおたに　ひろし<br>大谷　博<br>（昭和30年3月10日生） | 昭和52年4月　当行入行<br>平成14年4月　川崎支店長<br>平成16年6月　横浜支店長<br>平成19年6月　上野支店長<br>平成21年6月　神田支店長<br>現在に至る | 7,000株 |

（注）1. 監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

2. 大野　克人氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役候補者であります。

3. 大野　克人氏を社外監査役候補者とした理由は、大手銀行の役員、他社の社長として培ってきた企業経営等の豊かな経験、見識等をもたれ、それらを当行の経営全般の監視に活かしていただきたく、また、同氏の過去の活動状況に照らして当行の業務執行者から独立した立場を有していることから、社外監査役として選任をお願いするものであります。

第５号議案　退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任される内田　克俊氏及び任期満了により監査役を退任される安田　和則氏に対し、それぞれの在任中の功労に報いるため、当行の役員退職慰労金規程に従い、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議によることに、それぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役各氏の略歴は次のとおりであります。

| 氏　　名 | 略　　歴 |
|---|---|
| うち　だ　かつ　とし<br>内　田　克　俊 | 平成21年６月　取締役本店営業部長<br>現在に至る |
| やす　だ　かず　のり<br>安　田　和　則 | 平成19年６月　常勤監査役<br>現在に至る |

以　上

## 【インターネット等による議決権行使のご案内】

**議決権をインターネット等により行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。**

記

1．インターネットによる議決権行使は、当行の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www.e-kosi.jp）をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、この議決権行使サイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※ バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。
操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。（「ＱＲコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

3．インターネットによる議決権行使は、株主総会前日の平成23年６月27日（月曜日）午後５時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申しあげます。

4．議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。

5．インターネットによって、複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

6．議決権行使サイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。

### 〔インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について〕

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1．パソコンを利用する場合
（1）インターネットにアクセスできること。
（2）インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer ver. 6.0以上を使用できること。

（3） 議決権行使サイトにおいて株主総会参考書類や事業報告等をご覧になる場合にはAdobe Reader ver. 6.0以上を使用できること。
（4） ハードウェアの環境として、上記のインターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

※ Microsoft および Internet Explorer は、米国 Microsoft Corporation の、米国、日本およびその他の国における登録商標または商標です。
Adobe Reader は、Adobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国ならびに他の国における商標または登録商標です。

２． 携帯電話を利用する場合
（1）「ｉモード®」、「EZweb」、「Yahoo!ケータイ」のいずれかのインターネット接続サービスが利用できること。
（2） 暗号化通信が可能な128bitSSL通信機能を搭載した機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

※「ｉモード」は株式会社NTTドコモの登録商標です。
「EZweb」はKDDI株式会社の登録商標です。
「Yahoo!」および「Yahoo!」「Y!」のロゴマークは、米国 Yahoo! Inc. の登録商標または商標です。

**〔「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の利用について〕**

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

**《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》**

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

**株主名簿管理人　日本証券代行(株)代理人部　ＩＴ総会ヘルプデスク**
**【専用ダイヤル】　0120−707−743**
**受付時間　9:00〜21:00（土曜・日曜・祝日も受付）**

# 株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋３丁目11番２号

**当行本店 ５階会議室**

電話（０３）３２７３－６２２１(代表)

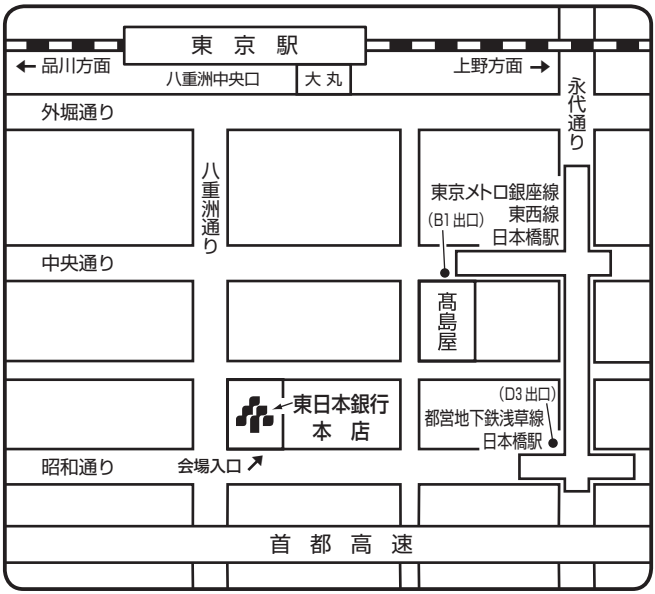


| | | |
|---|---|---|
| ＪＲ | 東京駅（八重洲中央口）から | 徒歩 約７分 |
| 東京メトロ | 日本橋駅（B1出口）から | 徒歩 約３分 |
| 都営地下鉄 | 日本橋駅（D3出口）から | 徒歩 約３分 |